2 学振第 1 0 3 号 令和 2 年 4 月 1 0 日

各私立幼稚園設置者 様 各私立小・中・高等学校・中等教育学校設置者 様 高等課程を持つ各私立専修学校設置者 様

> 愛知県県民文化局長 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策愛知県緊急事態宣言に基づく 臨時休業等の要請について(通知)

本日、愛知県緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、臨時休業について、下記のとおり対応するよう要請します。

なお、幼稚園については、地域の事情に応じ、臨時休業の実施の判断を各設置者で行っていただくこととなりますが、臨時休業を行う場合でも、保護者が、医療従事者である場合、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者である場合などについては、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で、預かり保育等を実施してください。

また、小学校については、自主登校教室の設定など、自宅等で過ごすことが難しい児童の居場所を確保する体制を整え、保護者等との連絡を密にして、対応してください。

記

- 1 臨時休業の期間は、5月6日(水)までとすること。 ただし、今後の県内の感染状況等を踏まえ変更する場合がある。
- 2 臨時休業中は、以下の点に留意すること。
 - ・登校日を設定する場合には、必要最小限とすること。また、学年や学級ご とに時差登校や分散登校とすること。
 - ・臨時休業期間中の部活動や補習等は、自粛すること。

担 当 県民生活部学事振興課 私学振興室認可グループ

電 話 052-954-6188

FAX 052-971-9889

Eメール shigaku@pref.aichi.lg.jp